

改正

平成23年3月10日規則第13号

平成25年3月1日東京都板橋区規則第13号

平成31年3月29日東京都板橋区規則第26号

令和7年9月17日東京都板橋区規則第86号

東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例（平成21年板橋区条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(専用床面積の算出方法)

第3条 条例及びこの規則における専用床面積の算出は、当該住戸の外壁及び界壁の中心線で囲まれた部分（ベランダ、バルコニー、メーターボックス、パイプスペース等の部分を除く。）により行う。

一部改正〔平成23年規則13号〕

(条例適用除外となる用途)

第4条 条例第4条第1項の規定による規則で定める用途は、次に掲げるものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う施設
- (3) 居住者が共同で利用できる浴室又は食堂を有し、当該居住者が日常的に入浴し、又は当該居住者に日常的に食事の提供をしている寮等の共同住宅施設で、条例及びこの規則の規定による管理と同等の管理が行われているもの。
- (4) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む施設
- (5) 事業附属寄宿舍規程（昭和22年労働省令第7号）第1条又は建設業附属寄宿舍規程（昭和42年労働省令第27号）第1条に規定する附属寄宿舍

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する共同生活援助を行う施設

(7) 公益事業により建設される建築物で、区長が特にやむを得ないと認めた建設事業
一部改正〔平成23年規則13号・25年13号・31年26号・令和7年86号〕

(標識の設置)

第5条 条例第7条第1項に規定する標識（以下「標識」という。）は、別記第1号様式による。

2 標識は、風雨等により容易に破壊又は倒壊しない方法で設置するとともに、記載事項が、不鮮明にならないように維持管理するものとする。

3 標識は、建築敷地が道路（当該敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路）に接する付近の地面に、当該地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるよう設置するとともに、当該道路から容易に見通せるようにするものとする。

4 標識を設置する期間は、東京都板橋区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和54年板橋区規則第31号。以下「紛争予防条例施行規則」という。）第5条に規定するその他の中高層建築物に係る期間とする。

5 前各項の規定にかかわらず、標識の設置の対象となる小規模住戸集合建築物に、東京都板橋区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和54年板橋区条例第29号）第4条第1項の規定による標識（以下「紛争予防条例標識」という。）を設置するときは、別に定めるところにより紛争予防条例標識にこの条例に該当する建築物である旨を明示することにより、当該紛争予防条例標識を標識とみなす。

(説明の方法等)

第6条 条例第8条第1項又は第2項の規定による説明（以下「説明」という。）は、次に掲げる図書により行わなければならない。

(1) 別記第2号様式の概要書

(2) 付近見取図

(3) 配置図

(4) 日影図（冬至日の地盤面図）

(5) 4面以上の立面図

(6) その他建築計画等の説明に必要な資料

2 説明は、条例第8条第1項の規定によるものにあつては標識を設置した日から、同条第2項の規定によるものにあつては同項に規定する申出（以下「申出」という。）があつた日から10日以

内に行わなければならない。

- 3 申出は、標識の設置があった日から20日以内に行わなければならない。
- 4 条例第8条第3項の規定による報告は、別記第3号様式の報告書により行うものとする。
- 5 条例第8条第1項により隣接住民に説明後、付近状況図及び説明経過が記入された隣接住民の名簿を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成23年規則13号〕

(準用)

第7条 前条第1項の規定は、条例第9条第1項の規定による事前説明について準用する。

(建築計画書の様式等)

第8条 条例第10条第1項に規定する建築計画書は、別記第4号様式の計画書正本及び副本とする。

- 2 計画書には、次に掲げる図書を添付するものとする。
 - (1) 別記第2号様式の概要書
 - (2) 付近見取図
 - (3) 配置図及び各階平面図(面積表を含む。)
 - (4) 4面以上の立面図
 - (5) 2面以上の断面図
 - (6) その他区長が必要と認めるもの
- 3 条例第10条第2項に規定する建築変更計画書は、別記第5号様式の計画書正本及び副本とし、前項各号に掲げる添付図書のうち、当該変更に係る図書を添付するものとする。ただし、当該変更が、建築主の変更を伴う場合は、別記第6号様式の変更届をあわせて提出するものとする。

(専用床面積の適用除外)

第9条 条例第11条第1号に規定する規則で定める施設又は設備は、次に掲げるものとする。

- (1) 次条(第3項を除く。)に規定する整備の基準の最低値を超えて整備される集会室
- (2) その他区長が認める施設又は設備

(集会室等の整備基準)

第10条 条例第12条に規定する規則で定める集会室の整備の基準は、次の各号に掲げる総戸数を有する小規模住戸集合建築物につき、当該各号に定めるものとする。

- (1) 50戸未満 集会室を備えるよう努めること。
- (2) 50戸以上100戸未満 専用床面積30平方メートル以上
- (3) 100戸以上150戸未満 専用床面積75平方メートル以上

(4) 150戸以上 専用床面積100平方メートル以上

2 前項の総戸数を算出する際、専用床面積35平方メートル未満の住戸は、2住戸に対して1住戸あるものとして算出する。

3 エントランスホールにロビーラウンジが併設され、集会室と同等の機能を備えると認められるものは、当該部分の面積から、主要な出入口からエレベーター及び階段までの歩行経路の面積を幅員1メートルで算出したものを除いたものを、第1項に規定する集会室の専用床面積とすることができる。

4 集会室には、便所、湯沸所、物入れその他必要な設備を確保するよう努めなければならない。

(駐輪場等の整備基準)

第11条 条例第12条に規定する規則で定める駐輪場の整備の基準は、次のとおりとし、ラック式の駐輪場を設置する場合は、構造及び通路の幅員等について区長と別途協議するものとする。

(1) 次に掲げる二輪車の区分に応じ、それぞれに定める広さを確保するとともに、駐輪場の区画数の合計が総戸数以上となるように設置する。

ア 自転車 1台あたり幅0.55メートル以上、奥行き1.9メートル以上

イ 原動機付自転車 1台あたり幅0.7メートル以上、奥行き1.7メートル以上

ウ 自動二輪車 1台あたり幅0.9メートル以上、奥行き2.0メートル以上

(2) 原則として避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。）に設置する。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、駐輪場の区画数を別に定める区画数にすることができる。

(1) 最寄の駅までの距離が400メートル以内の小規模住戸集合建築物で、1日につき日中8時間以上の管理人による管理を週5日以上とする場合

(2) 近隣地域の福祉の向上につながる施設又は設備を設置する場合

(自動車駐車場等の整備基準)

第12条 条例第12条に規定する規則で定める自動車駐車場又は車寄せの整備の基準は、次のとおりとし、そのいずれかのものを設置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の位置又は形態により、区長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 自動車駐車場 来客用で幅2.3メートル以上、奥行き5.0メートル以上

(2) 車寄せ 当該建築物の出入口付近に幅2.5メートル以上、奥行き6.0メートル以上

一部改正〔平成23年規則13号〕

(廃棄物保管施設の整備基準)

第13条 条例第12条に規定する規則で定める廃棄物保管施設の整備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物保管施設における廃棄物の保管場所は、密閉型とし、他の用途と兼用しないこと。
- (2) 廃棄物保管施設における廃棄物の保管場所には、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみごとに板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準（平成12年3月31日区長決定）第6条の規定により算出した数の容器を設置すること。
- (3) 廃棄物保管施設における廃棄物の保管場所には、換気、採光、水栓及び排水の設備を設けること。
- (4) 廃棄物保管施設における廃棄物の保管場所には、廃棄物保管場所の表示をすること。
- (5) 廃棄物保管施設には、廃棄物の搬入、清掃、点検等に必要な作業場所を確保すること。
- (6) 廃棄物保管施設には、粗大ごみ置場を設けること。

（周辺の生活環境への配慮）

第14条 条例第13条に規定する規則で定める防音等の措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（出窓、バルコニーその他これらに類する部分を含む。）から隣地境界線までの距離は、50センチメートル以上確保するよう努めること。ただし、当該建築物の敷地が、商業地域及び近隣商業地域内にある場合は、この限りでない。
- (2) 隣地境界線から1メートルの範囲内に隣接地を眺望できる窓、廊下等を設置する場合は、必要に応じて目隠し等視線を遮る措置を講ずること。
- (3) 各住戸の玄関扉、屋外階段及び開放廊下の床面には、防音措置を講ずること。
- (4) 冷暖房機器の室外機は、騒音及び排気が周辺の生活環境に及ぼす影響に配慮するとともに、避難経路を妨げない位置及び方向に設置すること。

（管理人室の設置基準）

第15条 条例第14条に規定する管理人室の設置の基準は、次の各号に掲げる総戸数を有する小規模住戸集合建築物につき、当該各号に定めるものとする。ただし、区長が特にやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 30戸未満 定期巡回による管理の際に管理人が待機及び休憩できる広さを確保すること。
- (2) 30戸以上 主に使用する出入口を見通すことができる場所に設置し、受付窓、便所その他管理業務を行うために必要な設備を設けること。

2 管理人室には、その旨を表示すること。

一部改正〔平成31年規則26号〕

（管理に関する基準）

第16条 条例第15条第1項に規定する適正な管理の基準は、次の各号に掲げる総戸数を有する小規模住戸集合建築物につき、当該各号に定めるものとする。

- (1) 30戸未満 定時巡回による管理等の適切な管理を行うこと。
- (2) 30戸以上60戸未満 1日につき日中4時間以上の駐在管理を週3日以上行うこと。
- (3) 60戸以上100戸未満 1日につき日中8時間以上の駐在管理を週5日以上行うこと。
- (4) 100戸以上 常駐管理を行うこと。ただし、管理人を常駐させる時間を除く時間について、機械警備による管理等管理人と同等の管理ができるものと認められる場合は、1日につき日中8時間以上の駐在管理を週5日以上行うこととすることができる。

2 条例第15条第2項に規定する規則で定める表示板は、次に掲げる事項を記載したものとし、主に使用する出入口等外部から見やすい場所に設置するものとする。

- (1) 緊急時の連絡先
- (2) 管理責任者の氏名（法人の場合は、当該法人の所在地及び法人名）
- (3) 建築物の名称

3 条例第15条第3項に規定する規則で定める入居者の遵守事項の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 周辺道路への自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車の駐車駐輪の禁止に関すること。
- (2) 騒音の発生その他近隣住民への迷惑行為の防止に関すること。
- (3) 廃棄物の排出方法に関すること。
- (4) 落下物による危害の防止に関すること。

（町会又は自治会への加入等に関する協力）

第17条 条例第16条に規定する協力は、次に掲げるものとする。

- (1) 町会又は自治会が行う防災、防犯その他の地域活動の入居者への周知
- (2) 町会又は自治会への加入等に関する入居者への案内の配付
- (3) 前2号に挙げるもののほか、区長が必要と認める協力

（家族向け住戸の設置基準）

第18条 条例第17条第1号に掲げる家族向け住戸は、当該建築物の総住戸数から15を減じたものに3分の1を乗じて得たもの（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の戸数を設置するものとする。

2 前項の家族向け住戸1戸の専用床面積は、55平方メートル以上とする。

一部改正〔平成23年規則13号・31年26号〕

(バリアフリーに配慮した住戸の設置基準)

第19条 条例第17条第2号に掲げるバリアフリーに配慮した住戸は、当該建築物の総住戸数から15を減じたものに2分の1を乗じて得たもの（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の戸数を設置するものとする。

2 前項のバリアフリーに配慮した住戸は、高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（平成13年国土交通省告示第1301号）に定める住宅の専用部分に係る指針の基本レベルを満たすものとする。

一部改正〔平成23年規則13号・31年26号〕

(工事完了の届出及び調査)

第20条 条例第18条第1項に規定する届出は、別記第7号様式の完了届によるものとする。

2 条例第18条第4項に規定する身分を示す証明書は、別記第8号様式の調査員証とする。

3 条例第19条の規定による規則で定める適合証は、別記第9号様式の適合証とする。

4 条例第19条の規定による要請によりこれを是正したときは、別記第10号様式の報告書により報告するものとする。

(勧告及び公表)

第21条 条例第21条第1項の規定による勧告は、別記第11号様式の勧告書により行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項を、東京都板橋区公告式条例（昭和47年板橋区条例第27号）第2条第2項に規定する区役所構内掲示板に掲示する方法及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

(1) 建築物の敷地の位置

(2) 建築物の名称

(3) 勧告に従わなかった事業者等の住所及び氏名（法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(4) 勧告の内容

(委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条から第15条まで及び第18条から第21条までの規定は、同年7月1日から施行する。

付 則（平成23年3月10日規則第13号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月1日東京都板橋区規則第13号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定中第4条第6号の改正規定（「第5条第10項に規定する共同生活介護又は同条第16項」を「第5条第15項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日東京都板橋区規則第26号）

この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別記第3号様式から別記第7号様式まで及び別記第10号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（令和7年9月17日東京都板橋区規則第86号）

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

建築計画のお知らせ				
建築物の名称				
建築敷地の地名・地番				
建築物の概要	用途		敷地面積	
	建築面積		延べ面積	
	構造		基礎工法	
	階数	地上階	地下階	高さ
着工予定	年	月	日	完了予定
建築主 (住所) (氏名)			電話	()
設計者 (住所) (氏名)			電話	()
施工者 (住所) (氏名)			電話	()
標識設置年月日	年	月	日	
<ul style="list-style-type: none"> この標識は、東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例第7条第1項の規定により設置したものです。 上記建築計画等についての説明の申出は 年 月 日までにできます。 上記建築計画等についての説明の申出は、下記へご連絡ください。 (連絡先) 電話 () 				

90 cm以上

- ※ 用途の欄には、全体の住戸数及びその内の小規模住戸数を（ ）で記入すること。
- ※ 建築主が個人の場合は、電話欄を未記入とすることができる。

第2号様式（第6条、第8条関係）

（表）

小規模住戸集合建築物計画概要書

1 総括的事項及び土地利用計画

建築物の名称	（仮称）					（分譲・賃貸）		
建築敷地の地名地番	板橋区	町	丁目	番	（住居表示	町	丁目	番）
建築主の住所・氏名								
設計者の住所・氏名								
施工者の住所・氏名								
建築物用途				住戸数内訳	小規模住戸	戸	それ以外	戸
敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延べ面積	m ²			
構造及び高さ	造	m	階数及び棟数	地上	地下	階建、	棟	
基礎工法								
工期予定	年 月 日 から			年 月 日				

2 建築に伴って生じる周辺の生活環境に及ぼす影響及びその対策

日影の影響	
電波障害	
プライバシーの保護対策	

(裏)

駐輪場（自動 二輪車・原動 機付自転車）	
自動車駐車場 又は車寄せ	
廃棄物 保管施設	
入居後の 管理体制等	
工事に伴う 安全対策等	

3 添付図書

付近見取図、配置図、日影図（冬至日の地盤面図）、4面以上の立面図

その他建築計画等の説明に必要な資料

4 連絡先

計画概要、その他ご不明の点については、下表の連絡先へ問い合わせ下さい。

連 絡 先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	()

第3号様式（第6条関係）

（表）

年 月 日	
<p>（宛先）板橋区長</p> <p style="text-align: center;">建築主 住 所 氏 名 電 話 （ ）</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: center;">（法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">説 明 会 等 報 告 書</p> <p>東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例第8条第3項の規定により、求められた説明会等の内容について、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
建築物の名称	
建築場所	地名地番 板橋区 町 丁目 番
	住居表示 板橋区 町 丁目 番
設計者 住 氏 所 名	電話 （ ）
施工者 住 氏 所 名	電話 （ ）
説 明 内 容	説明の方法 <input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> 個別訪問 <input type="checkbox"/> その他の方法（ ）
	配付した資料 <input type="checkbox"/> 小規模住戸集合建築物計画概要書 <input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> TV障害調査資料 <input type="checkbox"/> 工事安全対策資料 <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> その他の資料（ ）
	説明会の開催方法について
	開催日 年 月 日 場 所
	説明者 対象世帯数
個別訪問について <input type="checkbox"/> 裏面による <input type="checkbox"/> 別紙による	説明概要
その他説明の方法について	（説明の具体的方法について記入）
	※区受付欄

※欄は記入しないでください。

※（P □□）

(裏)

個別訪問を行った関係住民の名簿

	氏名	住所	説明内容及び住民からの意見
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			

第4号様式（第8条関係）

（表）

年 月 日			
<p>（宛先）板橋区長</p> <p style="text-align: center;">建築主 住所 氏 名 電 話 （ ）</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: center;">（法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">建 築 計 画 書</p> <p>下記建築物について、東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、関係図書を添えて提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
建築物の名称			
建築場所	地名地番	板橋区 町 丁目 番	
	住居表示	板橋区 町 丁目 番	
設計者	住 氏 所名	電 話 ()	
施工者	住 氏 所名	電 話 ()	
用途	地 域	防 火 地 域	地 域
建 ぺ い 率	%地区	容 積 率	%地区
高 度 地 区	地区	日 影 規 制	
敷 地 面 積	m ²	建 築 物 の 高 さ	m
建 築 面 積	m ²	階 数	地 上 階 / 地 上 階
延 べ 面 積	m ²	構 造	造
延べ面積（容積率対象）	m ²	標 識 設 置 日	年 月 日
着 手 予 定	年 月 日	完 了 予 定	年 月 日
協 議 済 年 月 日	※ 年 月 日	協 議 済 番 号	※ 第 号
添付書類		※ 区 受 付 欄	
<ul style="list-style-type: none"> ・別記第2号様式による小規模住戸集合建築物計画概要書 ・付近見取図 ・配置図及び各階平面図（面積表を含む。） ・4面以上の立面図、2面以上の断面図 ・その他区長が必要と認めるもの 			

※欄は記入しないでください。

※（P □□）

（備考）増築等の場合は、（ ）内に増築等の面積・高さ・階数を併記してください。

(裏)

建築に関する事項	住宅の種類別	<input type="checkbox"/> 分譲		・		<input type="checkbox"/> 賃貸	
	住宅総戸数	戸	小規模住戸数	戸 (内数)			
	家族向け住戸数	戸 (内数)	バリアフリーに配慮した住戸数	戸 (内数)			
	居室の天井の高さ	m	集会室	m ²			
	集会室付帯設備	<input type="checkbox"/> 便所		<input type="checkbox"/> 湯沸所		<input type="checkbox"/> 物入れ	
	自転車置場	台	自動二輪車・原動機付自転車	台 (内数)			
	自動車駐車場	台	車寄せ	m × m			
	廃棄物保管施設	m ²	管理人室	m ²			
	管理人室付帯設備	<input type="checkbox"/> 受付窓		<input type="checkbox"/> 便所		<input type="checkbox"/> 湯沸設備	
		<input type="checkbox"/> 室名表示					
	壁面後退距離	側	cm・	側	cm・	側	cm
	目隠し等	<input type="checkbox"/> 有 (場所等:)					
	防音措置	<input type="checkbox"/> 有 (場所等:)					
	冷暖房機器の室外機	(周辺の生活環境への配慮、避難経路を妨げない設置方法について記入)					
その他区長が必要と認めるもの	(設置した設備及び数量等を記入)						
管理に関する事項	管理者	住所					
		氏名	電話 ()				
	管理人の駐在	<input type="checkbox"/> 定時巡回管理等適切な管理 <input type="checkbox"/> 週3日以上かつ1日日中4時間以上の駐在 <input type="checkbox"/> 週5日以上かつ1日日中8時間以上の駐在 <input type="checkbox"/> 常駐 (ただし書きで、認められる場合を含む) (ただし書きにおける管理を行う場合は、管理方法が分る書類を提出する事)					
	表示板設置場所	<input type="checkbox"/> エントランス外部 (主要な出入口) <input type="checkbox"/> 風除室内部 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	入居者への遵守事項周知方法	<input type="checkbox"/> 管理規約 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書 <input type="checkbox"/> 使用規則 <input type="checkbox"/> その他 ()					
入居者への遵守事項の内容	(入居者への遵守事項を具体的に記入)						
その他	地域団体との協議	地域団体からの申出 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
		(協議内容を具体的に記入)					

第5号様式（第8条関係）

年 月 日			
<p>（宛先）板橋区長</p> <p style="text-align: center;">建築主 住 所 氏 名 電 話 （ ）</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">建 築 変 更 計 画 書</p> <p>下記建築物について、東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例第10条第2項の規定により、関係書類を添えて提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
建築物の名称			
建築場所	地名地番	板橋区 町 丁目 番	
	住居表示	板橋区 町 丁目 番	
設計者	住所氏名	電話 （ ）	
建築計画書協議済年月日・番号	年 月 日	第 号	
建築変更計画書協議済年月日・番号（直近の変更について記入）	年 月 日	第 号	
変 更 内 容			
（簡条書きで具体的に記入してください）			
変更協議済年月日	※ 年 月 日	変更協議済番号	※第 号
添付書類 ・変更の内容が分る図面		※ 区 受 付 欄	

※欄は、記入しないでください。

※（P □□）

第6号様式（第8条関係）

年 月 日	
<p>（宛先）板橋区長</p> <p style="text-align: center;">建築主 住 所 （所有者）</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">電 話 （ ）</p> <p style="text-align: center;">（法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">建 築 主 変 更 届</p> <p>下記建築物について、東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例施行規則第8条第3項の規定により、関係書類を添えて提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
建築物の名称	
建築場所	地名地番 板橋区 町 丁目 番
	住居表示 板橋区 町 丁目 番
建築計画書 提出日・番号 年 月 日 第 号	
変更内容	変更前主 住 所 名 話 建築主 氏 電 話 ()
	変更後主 住 所 名 話 建築主 氏 電 話 ()
変 更 理 由	
<p>私は、建築計画書並びに建築変更計画書の内容を継承し、東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例を遵守して事業を行います。</p> <p style="text-align: right;">変更後建築主 印</p>	
添付書類 ・変更の内容が確認できる、土地並びに建築物等の売買契約書等の写し	※ 区 受付 欄

※欄は、記入しないでください。

※（P □□）

第8号様式（第20条関係）

（表）

立 入 調 査 員 証			
			第 年 月 日 号 発行 (使用期間1年)
所 属 氏 名 生年月日	年 月 日	生	
<p>上記の者は、東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例第18条第3項の規定により、当該建築物及び敷地等に立ち入り、調査することができる職員であることを証明する。</p>			写 真 刻 印

（裏）

<p>1 本証は、東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例第18条第3項の規定により、立ち入り調査をする場合は、必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 本証は、関係人の請求があったときは提示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
--

年 月 日

適 合 証

建築主

様

板橋区長

印

下記の建築物は、東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例第18条第1項の規定による届出及び第3項の規定による調査の結果、同条例第3章及び第4章の規定に定める建築に関する基準及び管理に関する基準に適合していることを証明する。

記

建築計画書協議済 年月日・番号	年 月 日 第 号
建築変更計画書 協議済年月日・番号 (最終の変更について 記入)	年 月 日 第 号
建築物の名称	
建築場所	(地名地番) 板橋区 町 丁目 番
	(住居表示) 板橋区 町 丁目 番
調査年月日	年 月 日
最終確認年月日	年 月 日
適合証発行 年月日・番号	年 月 日 第 号

第10号様式（第20条関係）

年 月 日							
（宛先）板橋区長							
建築主 住 所 氏 名 印 電 話 () （法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）							
是 正 報 告 書							
下記建築物について、東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する 条例第18条第3項の規定による調査の結果、適合していないものがありました。 このことについて、条例第19条の要請により是正を行ったので、関係書類を添えて報告し ます。							
記							
建築物の名称							
建築場所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">地名地番</td> <td style="padding: 5px;">板橋区 町 丁目 番</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住居表示</td> <td style="padding: 5px;">板橋区 町 丁目 番</td> </tr> </table>	地名地番	板橋区 町 丁目 番	住居表示	板橋区 町 丁目 番		
地名地番	板橋区 町 丁目 番						
住居表示	板橋区 町 丁目 番						
建築計画書協議済年月日・番号	年 月 日 第 号						
建築変更計画書協議済年月日・番号（最終の変更について記入）	年 月 日 第 号						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">適合していない事項</td> <td style="padding: 5px;">適合するために講じた措置</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">報 告 事 項</td> <td style="padding: 5px;"> （箇条書きで具体的に記入してください） </td> </tr> </table> </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	適合していない事項	適合するために講じた措置	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">報 告 事 項</td> <td style="padding: 5px;"> （箇条書きで具体的に記入してください） </td> </tr> </table>	報 告 事 項	（箇条書きで具体的に記入してください）	
適合していない事項	適合するために講じた措置						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">報 告 事 項</td> <td style="padding: 5px;"> （箇条書きで具体的に記入してください） </td> </tr> </table>	報 告 事 項	（箇条書きで具体的に記入してください）					
報 告 事 項	（箇条書きで具体的に記入してください）						
添付書類 ・適合していることが確認できる写真・図書等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">※ 区 受 付 欄</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	※ 区 受 付 欄					
※ 区 受 付 欄							

※欄は、記入しないでください。

※（P □□）

一部改正〔平成31年規則26号〕

第11号様式（第21条関係）

年 月 日

勧 告 書

建築主

様

板橋区長

印

下記の建築物の建築及び管理について、東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例第 条第 号の規定に抵触しているため、同条例第21条第1項の規定により必要な措置を講ずるよう勧告します。

なお、正当な理由がなくこの勧告に従わないときは、同条例第21条第2項の規定により、その旨を公表することがあります。

記

建 築 計 画 書 提 出 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号
建 築 物 の 名 称	
建 築 場 所	(地名地番) 板橋区 町 丁目 番
	(住居表示) 板橋区 町 丁目 番
勧 告 の 期 限 (措 置 の 期 限)	年 月 日
勧 告 の 内 容 (措 置 の 内 容)	